

保育関係補助金の創設と拡充について

気になる子支援事業および保育士確保対策事業

今年度、新たに「気になる子支援事業補助金」を創設しました。また、「保育士確保対策事業」を拡充し、保育補助者などを雇った場合に別途補助を行います。市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所が対象施設です。



保育の様子1



保育の様子2

気になる子支援事業補助金の創設	保育士確保対策事業の拡充
目的 補助保育士の配置など「気になる子」に対する特別の支援に活用されることを想定して補助を行う。「気になる子」に早期に手厚い支援が行われ、当該児童が健やかに成長すること、保育士に余裕が生まれることで保育環境の改善を図る。	目的 保育補助者及び有資格保育補助者を、保育所等に勤務する保育士の補助を行う者として雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行う。
対象児童 在籍児童数(管内)の 5%に当たる児童数を「気になる子」の数と想定。対象児童を個別に判定する要件の設定はなし。	補助対象経費 国庫補助事業である保育補助者雇上強化事業(※1)に該当する条件で雇用した保育補助者等の人件費。
補助金額 月額:在籍児童数の 5%×32,000 円	補助金額 月額:補助対象者(1名)×80,000 円(上限)

※1 保育補助者雇上強化事業(国庫補助)は幼稚園型認定こども園を対象としていませんが、本市の事業は対象とします。

○気になる子とは・・・障害認定の有無にかかわらず、発達や行動面で支援や配慮が必要とされる子どもを包括的に示します。

【問い合わせ】

保健福祉部こども課幼児教育保育係
 TEL027-382-1111(内線1162)